

第24期第34回練馬区農業委員会総会 議事録

- 1 日 時 令和5年5月12日(金)午前10時から午前10時30分まで
- 2 場 所 練馬区役所 本庁舎20階 交流会場
- 3 出席委員 相原和彦、井口哲哉、石手啓夫、井之口喜實夫、榎本重恭、  
尾崎賀一、加藤和雄、木村隆昭、篠田政巳、瀧島規秀、田中大代、  
西貝孝之、半田保之、増田義二、宮本兼一、本橋朋和 計16名
- 4 欠席委員 なし
- 5 議 案 (1) 相続税の納税猶予に関する適格者証明について (第1号)  
(2) 相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について (第2～7号)  
(3) 生産緑地の買取申出に係る農業の主たる従事者の証明について (第8号)
- 6 協 議 (1) 農業委員会活動の点検・評価について
- 7 報 告 (1) 生産緑地法第13条の規定による生産緑地のあっせんについて  
(2) 農地法第4条第1項第7号および農地法第5条第1項第6号  
(市街化区域内の農地の転用)に基づく届出の受理について
- 8 その他

西 貝 孝 之 会 長 皆様、おはようございます。これより第24期第34回練馬区農業委員会総会を開催いたします。なお、半田保之委員はオンラインでの出席になります。よろしくお願いいたします。

事 務 局 ただいまの出席委員数は16名全員です。本年度のクールビズについて、ご説明をさせていただきます。区では地球温暖化防止、および、省エネルギーの推進を図るため、毎年5月1日から10月31日まで、クールビズの取り組みを行っております。職員はノーネクタイ等、軽装で業務を行わせていただきますので、ご理解、ご協力のほどお願いいたします。

西 貝 孝 之 会 長 今回の署名人は、加藤和雄委員と木村隆昭委員にお願いします。それでは、議案の審議に入ります。  
総会資料2ページ、議案第1号について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第1号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」です。令和5年3月17日付けで標記の申請があり、下記のとおり租税特別措置法第70条の6第1項の適用を受けるための適格者に該当することを確認したので証明する。

**【相続人、被相続人等について説明】**

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 それでは、加藤和雄委員お願いします。

加 藤 和 雄 委 員 4月13日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。  
(1)の畑には、エダマメが作付けされており、今後は夏野菜を作付けするとのことでした。(2)の畑には、エシャレットやタマネギ、

ネギ等が作付けされ、また、一部で夏野菜を作付けする予定とのことでした。南側には、お稲荷さんがあり、相続税の納税猶予の適用から外れています。(3)と(4)の畑には西側に竹林があり、また、キャベツやハウレンソウ等が作付けされていました。北側の一部に夏野菜を作付けするとのことでした。相続人は被相続人が生前の頃から手伝っていたとのことでした。野菜は自家消費と近隣に配布しているとのことでした。境界も確認しております。よろしく申し上げます。

西 貝 孝 之 会 長 質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに4ページです。議案第2号について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第2号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。令和5年4月17日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

**【申請者、特例農地等の所在等について説明】**

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 それでは、宮本兼一委員お願いします。

宮 本 兼 一 委 員 4月17日、事務局2名と現地調査に行ってきました。

こちらの農家はキャベツ栽培を中心にしている農家で、西側の(1)から(3)の畑では、現在、キャベツとレタスが栽培されておりました。

た。そして、(4) から (12) の畑もキャベツとレタスを中心に、一部で、ハウスの中で夏野菜の苗などが栽培されているという状況です。境界についても確認しております。

なお、販売先については、市場やスーパー、卸しなどに販売しているということでした。報告は以上になります。よろしく願います。

西 貝 孝 之 会 長

質問などございましたら、願います。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに6ページです。議案第3号について、事務局から説明を願います。

事 務 局

議案第3号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。令和5年4月17日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

**【申請者、特例農地等の所在等について説明】**

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長

それでは、瀧島規秀委員願います。

瀧 島 規 秀 委 員

4月17日に、事務局2名で現地調査に行ってきました。

こちらの畑は以前、ウメとクリが植わっていたのですが、それを全部伐根しまして、その後、ハウスを3棟建てました。このハウスの中では、現在、ブドウとメロン等を植えています。販売先について、

J A直売所に出荷を予定しているということでございます。ハウスの周りは防草シートで覆われています。境界も確認しました。問題はないと思います。よろしく申し上げます。

西 貝 孝 之 会 長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに8ページです。議案第4号について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第4号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。令和5年4月25日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

**【申請者、特例農地等の所在等について説明】**

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 それでは、相原和彦委員お願いします。

相 原 和 彦 委 員 4月25日に、事務局2名で現地調査に行ってきました。

(1)の畑では、ジャガイモやサトイモ、カボチャ等が作付けされておりました。境界について、道路側は確認できましたが、隣地との境界は確認できませんでした。塀がありました。

(2)から(7)の畑には、トウモロコシやタマネギ、ナス等が作付けされておりました。境界も確認できました。南側に農具庫が建っており、相続税の納税猶予から外れています。出荷先は直売所と、

スーパーに出荷しているそうです。

申請者より、(1)の畑の西側に隣接する生産緑地に植えられている木の枝がだいぶ伸びており、何とかありませんか、と相談がありました。隣の畑の所有者は板橋区在住のため、なかなか会う機会もないとのこと。もし何か機会がありましたら、事務局から連絡していただけるといいかなと思います。よろしくお願いします。

西貝孝之会長 質問等ございましたら、お願いします。

石手啓夫委員 本議案の隣の畑の件ですが、生産緑地であれば事務局の方から問い合わせができるのではないのでしょうか。

事務局 隣地の所有者に事務局から電話を掛けておりますが、繋がらないという状況です。板橋区農業委員会事務局にも確認しましたが、板橋区の方では管理をされていないとのことでした。これから我々の方から定期的に現地の方に行き、そういったお話が来ているということをお話させていただこうと思っております。

行政間をまたがって、所有者の方が住まれるケースは増えてきています。練馬区の中で何ができるかは、広域的に考えて、板橋区在住の方でも、現地に伺ったり、板橋区農業委員会事務局と連携を取りながら、連絡を取ろうということでやっていきますので、引き続きどうぞよろしくお願いします。

西貝孝之会長 他に意見はございますか。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに10ページです。議案第5号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第5号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。令和5年4月27日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

**【申請者、特例農地等の所在等について説明】**

事務局からは以上です。

西貝孝之会長 それでは、井之口喜實夫委員をお願いします。

井之口喜實夫委員 4月27日に、事務局2名で現地調査に行ってきました。畑の北側の宅地との境には、畑からの土ぼこりを防ぐため、キンモクセイが植えられており、綺麗に刈りこまれていました。畑は全面的に耕運されており、自家用のネギとキヌサヤが作付けされていました。今後はナスやトマト、キュウリなどを作付けする予定とのことでした。境界も確認できました。販売は畑での直売をする予定とのことでした。また、申請者は高齢のため、これから柑橘類の果樹を植える等、管理方法について検討しているとのことでした。よろしくお願ひいたします。

西貝孝之会長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに12ページです。議案第6号について、事務局から説明をお願いします。

いします。

事務局 議案第6号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。令和5年4月27日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在等について説明】

事務局からは以上です。

西貝孝之会長 それでは、増田義二委員お願いします。

増田義二委員 4月27日に、事務局2名で現地調査に行ってきました。この畑では、ハウスが2棟あり、その一つではトマトとシュンギクが作付けされ、もう一つでは苗が作られていました。また、カキやミカン、キウイが植えられて、露地野菜としてタマネギやインゲン、ナス等が作付けされていきました。販売先は自家消費、子供食堂への寄付、近所の人に分けているとのこと。境界も確認いたしました。よろしくお願いします。

西貝孝之会長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに14ページです。議案第7号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第7号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。令和5年4月27日に標記の申請



があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在等について説明】

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 それでは、増田義二委員お願いします。

増 田 義 二 委 員 4月27日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。  
畑は全面耕運されている状態で、8月頃からキャベツを作付けする  
予定とのことでした。こちらの畑は、所有者の体調不良により、2  
年間ほど本格的な耕作はお休みしていたとのこと。道路に面し  
た部分は、雑草が少し繁茂しておりましたので、すぐに刈り取るよ  
うにお願いしました。境界は、一部はつきりしないところがありま  
したので、明示するように指導したところ、すぐに測量会社に連絡  
するとのことでした。よろしくお願いします。

西 貝 孝 之 会 長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに16ページです。議案第8号について、事務局から説明をお願  
いします。

事 務 局 議案第8号「生産緑地の買取申出に係る農業の主たる従事者の証明  
について」です。令和5年3月17日付けで標記の申請があり、下記  
のとおり農業の主たる従事者に該当することを確認したので証明す  
る。

【申請者、証明対象者等について説明】

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 それでは、木村隆昭委員お願いします。

木 村 隆 昭 委 員 4月25日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。

(1) から (3) の畑の東側にミカンが植わっておりました。畑の中央には、サヤエンドウやトマト、アカカブ等が作付けされておりました。さらに、その西側には、ミカンが植わっており、(4) から (6) の畑には全てミカンが植わっておりました。ミカン畑には、全て防草シートが敷いてあり、きちんと整備されておりました。販売は庭先直売ということでした。境界も確認しました。2年前まではキャベツなどを出荷していたとのことですが、体調を崩され、現在はミカン畑にされているそうです。以上です。よろしくお願いいたします。

西 貝 孝 之 会 長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに18ページです。

協議事項です。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 令和4年度の活動結果の点検・評価について下記のとおり決定し、東京都を通じ農林水産省関東農政局へ報告する。

令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務

の実施状況の公表 についてです。19ページをお願いします。I 農業委員会の状況 については記載のとおりです。20ページをお願いします。II 最適化活動の実施状況 です。1 最適化活動の成果目標 につきまして、市街化区域では、(2) 遊休農地の発生防止・解消 のみ該当いたします。21ページをお願いします。③ 実績 をご覧ください。遊休農地に関連する項目は全て、0 という形で記載しております。22ページをお願いします。2 最適化活動の活動目標 です。(2) 活動強化月間の設定 になります。② 実績 をご覧ください。活動強化月間の設定回数は1回、取組み時期は8月から3月としております。強化月間の結果として、各農業委員が担当地区の農地パトロールを実施した。農業委員会事務局は農業委員からの実施結果の報告を受け、不適切な肥培管理状況が認められる農地を確認した。その後、農地パトロール部会と農業委員会協議会、特別パトロール、農業委員会総会において協議を重ね、文書指導対象地を決定し、所有者に文書を発出した。取組みを通じ、所有者に農地の管理状況について改善を促すことができた。23ページをお願いします。目標の達成状況の評語 につきまして、全体として目標に対して期待どおりの結果が得られた、という形で記載をしております。事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長

事務局から説明を受けました。

質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件については、これでまとめてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、よろしく申し上げます。

つぎに24ページです。報告事項です。事務局から説明をお願いします

す。

事務局 「生産緑地法第13条の規定による生産緑地のあっせんについて」です。練馬区長から農業委員会会長宛て生産緑地のあっせん情報の周知について依頼があったため、下記のとおり報告する。今回は1件です。

**【物件地番・地積、所有者等について説明】**

事務局からは以上です。

西貝孝之会長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

それでは、よろしくお願いします。

つぎに26ページです。報告事項です。事務局から説明をお願いします。

事務局 「農地法第4条第1項第7号および農地法第5条第1項第6号（市街化区域内の農地の転用）に基づく届出の受理について」です。令和5年4月に届出のあった農地の転用について報告するものです。

**【届出件数、面積などについて説明】**

事務局からは以上です。

西貝孝之会長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

それでは、よろしくお願いします。

1枚目の次第をお願いします。

次第4 その他です。事務局から何かありますか。

事務局 特にありません。

西貝孝之会長 委員の皆さまからは何かありますか。

(発言なし)

それでは、以上で第34回練馬区農業委員会総会を終了します。

会長

署名人

署名人